

高校進学を希望される方へ

生活保護では、自立助長の観点から高校進学のために必要な費用の一部を高等学校等就学費として支給しています。

高校進学を希望される方及びその保護者の方に対して、生活保護で支給可能な費用等について情報提供をいたしますので、進路決定にお役立てください。

※ただし、下表は令和7年度の基準になります。

今後、基準が改定された場合は改定後の基準が適用されます。

費用項目	支給額	提出書類等
基本額 (月額)	7,300円	高等学校等に進学された方に支給します。
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	教材の購入リスト、領収書等を提出してください。
授業料	生活保護世帯については、基本的に無償化の対象となっております。	入学後に学校にて手続きをしてください。
入学校	全日制5,650円、定時制2,100円、通信制500円	納付書を提出してください。
入学考査料	30,000円（上限）	納付書を提出してください。
通学のための 交通費	通学に必要な最小限度の額	極力長期間の定期券を購入し、定期券の写しを提出してください。
学習支援費 (年額)	101,000円（上限）	クラブ活動に要する費用の領収書を提出してください。
入学準備金 (年額)	118,200円（上限）	入学時に必要な制服、体操着等の領収書を提出してください。
修学旅行 積立金	高校就学者自身がアルバイトをした場合、修学旅行積立金については、必要経費とし、収入額から控除して認定します。 →収入申告時に納付書や引き落としの確認できる通帳を提出してください。	

※留年した場合、その期間中については支給対象となりません。

※支援学校に入学した場合は、上記取扱いと異なりますので、ご注意ください。

その他、入学時等に必要な費用については、母子寡婦福祉資金（担当窓口：子育て応援課）や生活福祉資金貸付制度（担当窓口：社会福祉協議会）の利用も可能ですので、詳細は各担当窓口にお問い合わせください。